

消費生活相談について紹介します

愛知県消費生活総合センターでは、商品・サービスに関する契約トラブルや悪質商法による消費者被害、多重債務、製品事故等、消費生活上のトラブルについて、専門の相談員が解決のためのサポートをしています。

- ※電話もしくは来所で、ご相談いただけます。
- ※ご相談は原則、ご本人からお願いします。
- ※事業者の方は、事業者向けの窓口をご利用ください。
- ※他のセンターに既に相談を行っている内容については、お受けできません。

●消費生活相談の流れ●

①受付で簡単な聞き取りをします。

②相談員が相談内容を聞き取ります。

※契約書や申込書、Web上の申込画面等を印刷したものなど関係書類があればご用意ください。

③聞き取り内容や関係書類等から、状況の整理のお手伝いや、事実関係の確認を行います。

個人間のトラブル、近隣関係、相続問題など、消費生活相談でお取り扱いしない内容の場合は、その他の相談窓口などをご案内します。

クーリング・オフや、事業者等への交渉の方法など、ご本人がトラブルを解決するためのアドバイスを行います。【助言・情報提供】

状況に応じて、相談員が事業者等へ連絡して、状況確認や説明をするなど、解決のための橋渡しやお手伝いをします。【あっせん】

※事実確認のため、契約への経緯を詳しく記載していただく場合があります。

専門家の助力が必要な場合は、弁護士相談や解決に向けての専門的な相談機関などをご案内します。

- ※次のような場合は相談を打ち切ることがあります。
- ・センターの助言やお願いを聞いていただけない場合
- ・相談中に大声を出したり、暴言を吐き続けるなど、相談対応を続けられない状況になった場合

●消費生活相談窓口のご案内●

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください。

消費者ホットライン ☎ **188** (いやや!)
県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります。

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999
インターネット(愛知県電子申請・届出システム)でも受け付けています。

あいち暮らしWEB
キャラクター
「ピッピ」

【県民文化局県民生活部県民生活課】

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します！

愛知県では、市町村と協調してヘルメット購入費用の一部を補助しています。

補助対象者

県内に住所があり、2025年3月31日現在で

- ① 満7歳以上18歳以下である 児童生徒等
② 満65歳以上である 高齢者

補助金額

ヘルメット購入費用の2分の1(ヘルメット1個につき、上限額は2,000円)

補助対象となるヘルメット

安全基準を満たす新品の自転車乗車用ヘルメット

補助対象となる安全基準



SGマーク



GSマーク



JCFマーク



CPSCマーク



CEマーク
(EN1078)

募集期間・申請方法など

市町村によって対象者、補助金額が拡大されている場合があります。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

【防災安全局県民安全課】



巡って、集めて、学ぼうエコ!

AELネット 環境学習 スタンプラリー

開催期間
2024年6月21日(金)～
2025年2月23日(日・祝)

楽しく環境について学んでいただくため、県内の環境学習施設等が連携して、「AEL(あえる)ネット環境学習スタンプラリー」を開催します。

施設への来館や講座・イベントへの参加により、スタンプを集めた方の中から、抽選で図書カード等の記念品をプレゼント!

参加してね!

詳しくはこちら

<https://ael-stamp.jp>

【環境局環境政策部環境活動推進課】

エコポン

今日から“エコモビ”はじめませんか?

愛知県では、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルを「エコ モビリティ ライフ」(エコモビ)と名付け、エコモビを県民運動として推進しています。

日常の移動では、クルマの使用をできるだけ控え、環境にやさしい交通行動を実践しましょう。



意外と大きなCO₂削減効果!

家庭から排出されるCO₂の約4分の1はクルマ(自家用車)からのものであり、クルマが1人を1km運ぶのに排出するCO₂の量は、鉄道の約5倍、バスの約1.5倍にもなるというデータもあります。

日々の移動をクルマから公共交通へ転換することは、CO₂の削減にとっても効果的です!

継続すればダイエットにも!

クルマで通勤する方は、公共交通や徒歩・自転車で通勤する方に比べて、約1.5倍、肥満(BMI25以上)の割合が高いというデータもあります。

(厚生労働省HPより)

詳しくはこちら



エコモビ

検索

【都市・交通局交通対策課】

有毒植物に要注意!

山菜狩りなどで、誤って有毒な野草を採取し、食べたことにより、食中毒が発生しています。

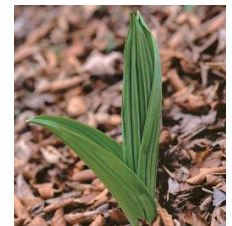
食用と確実に判断できない植物は、**絶対に採らない! 食べない! 売らない! 人にあげない!** ようにしましょう。

食用と間違えやすい有毒植物の例



スイセン

ニラ、ノビル、タマネギと類似



バイケイソウ

ウルイ、ギョウジャニンニクと類似

(出典:厚生労働省)

代表的な有毒植物の特徴は「自然毒のリスクプロファイル」(厚生労働省)をご覧ください。



【保健医療局生活衛生部生活衛生課】

国際電話を悪用した特殊詐欺被害が急増中!

+1や+44などから始まる**国際電話番号**には、**出ない! かけ直さない!**

(例) +1 312345678

えっ!
こんな番号
見たことないわ

国際電話を利用する予定のない方は、発信・着信を休止できます。

【電話申込み・問合せ先】

国際電話不取扱受付センター 電話番号:**0120-210-364**(通話料無料)

オペレータ案内 平日午前9時から午後5時まで **自動音声案内** 平日、土日祝24時間



- 固定電話又はひかり電話が対象で一定の条件があります。
- 国際電話不取扱受付センターを活用した対策は、総務省と警察庁と連携して実施しています。
- 最寄りの警察署で郵送による手続きができますのでお問い合わせください。
- 詳しくは電話申込み・問合せ先にお尋ねください。

【愛知県警察本部生活安全総務課】

「消費者が意見を伝える」ときのポイント

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の3つのポイントを参考にしてみてください。

Point 1 ひと呼吸、置こう!

怒りにまかせた発言は逆効果。ひと呼吸置いて冷静に。
従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。



Point 2 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



Point 3 事業者の説明も聞きましょう!

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



【県民文化局県民生活部県民生活課】

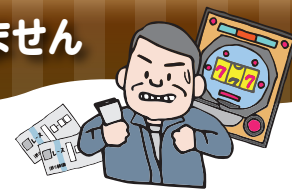
ギャンブルをやめたくても、やめられない

それは「依存症」という「病気」かもしれません

家族や友人など周りの人が、依存症について正しい知識と理解を持ち、当事者を早めに治療や支援につなげていくこと。それが依存症を予防し、回復につなげる大事な一歩です。

愛知県ではギャンブル等依存症の啓発動画を作成しました。

ギャンブル問題でお困りの本人だけでなく、家族や友人の方々もぜひご覧ください。



こちらから動画をご覧ください



相談窓口はこちら

●地域の相談窓口

- ・お住まいを所管する保健所
- ・愛知県精神保健福祉センター
052-951-1722

●民間団体(自助グループ・支援団体)

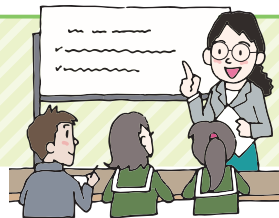
- ・(公社)ギャンブル依存症問題を考える会
070-4501-9625
- ・(NPO)全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327
- ・GA(ギャンブラーズ・アノニマス)
046-240-7279
- ・ギャンノン
03-6659-4879

【保健医療局健康医療部医療課こころの健康推進室】

消費者教育を応援しています!

無料

～消費者教育講師派遣のご案内～



愛知県では、学校や地域団体・事業者等が開催する消費者教育に関する研修や講座に、**無料**で講師(消費者教育コーディネーター、消費生活相談員、弁護士、司法書士等)を派遣しています。

種類	対象	内容
あいち消費者市民講座	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学 など	指導者・管理者向け講座 ●消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方 ●対象者の年齢や特性に応じた教育プログラムの提案 など 一般消費者向け講座 ●消費者被害・事故、消費者トラブルと対処法 ●持続可能な消費の実践「エシカル消費」 など
	地域団体、事業者団体、事業者 など	
若年消費者教育(実践的授業*)	小学校・中学校	●契約の仕組み、小・中学生に多い消費者トラブルと対処法 ●持続可能な消費の実践「エシカル消費」 など (小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を活用した授業)
	高等学校、特別支援学校(高等部)及び高等専門学校、専修学校(高等課程) など	●契約やクレジットカードに関する知識 ●消費者被害・事故、消費者トラブルと対処法 ●持続可能な消費の実践「エシカル消費」 など

- ・**申込時期**
原則、講座実施日の50日前まで
- ・**参加人数**
概ね20名以上(応相談)
- ・**講座時間(平日)**
原則 10:30～16:00
- ・**講演時間**
60～90分程度
- ・**会場**
主催者側でご用意ください。



※契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、契約や取引のルール等の知識、消費生活センターの役割・機能などを学ぶことにより、自立した消費者を育成することを目的として行う授業

愛知県 消費者教育 講師 検索

お問合せはお気軽に **愛知県県民生活課 ☎052-954-6603**まで! 【県民文化局県民生活部県民生活課】



お金の学習会をしませんか?

～講師派遣のご案内～

無料

愛知県金融広報委員会では、中立・公正な立場から、テーマや対象者に応じた金融経済情報を伝える専門家(FPや税理士等)を**無料**で派遣しています。

※2024年8月以降は金融経済教育推進機構が講師を派遣します。

	小学生・PTA	中・高校生	一般
テーマ(例)	・貯金箱を作ってお金の大切さを知ろう! ・お金ってなあに ・家庭でできる金銭教育 ・親子で考えるお金の話 ・子育てにかかるお金	・資産形成について ・奨学金とは何か ・ライフプランを考える ・キャッシュレス決済 ・お金と社会について ・金融トラブルについて	・家計管理を見直そう ・人生100年時代の資産形成 ・iDeCo、NISAについて ・ライフプランを考えよう ・キャッシュレス決済 ・終活を学ぶ

参加人数:原則10名以上
講演時間:60分～120分程度
会場:主催者側でご用意ください



〈問合せ先〉※お気軽にご連絡ください!

愛知県金融広報委員会
(愛知県県民生活課内)
TEL 052-954-6603 FAX 052-961-1317

知るほど愛知 検索

【愛知県金融広報委員会】



“あいち暮らしWEB”で消費生活情報をキャッチ!

Webページ

消費生活に関する情報や消費者教育教材などを掲載しています!

- ・消費生活情報「あいち暮らしっく」
- ・消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」
- ・消費者トラブルかるた
- ・トラブル心理チェック など



X (旧Twitter)

製品事故情報や消費者トラブル情報などを発信しています!



YouTube

定期購入やエステに関する消費者トラブルなどをテーマにした動画を配信しています!



フォローやチャンネル登録をよろしくっぴ!!



いりません きっぱり言おう 遠慮なく*

※あいち暮らしWEB「消費者トラブルかるた」より抜粋

消費生活に関する情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください!

あいち暮らしWEB 検索

作成/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603
・2024年5月作成